

平成23年3月3日

第 2 2 回

運転免許制度に関する懇談会

第 2 2 回 運 転 免 許 制 度 に 関 す る 懇 談 会

議 事 次 第

日 時：平成 2 3 年 3 月 3 日（木）
午後 3 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分
場 所：警察庁 1 9 階 第 2 会 議 室

- 1 開会
- 2 資料説明
- 3 討議～更新時講習の教材の在り方についての提言(案)
- 4 閉会

配 付 資 料

(資料)

- 1 議事次第
- 2 更新時講習における教材の在り方についての提言(案)

更新時講習の教材の在り方についての提言

(案)

運転免許制度に関する懇談会
平成23年3月

運転免許制度に関する懇談会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

座長	いしい	たけもち	東京大学名誉教授
	石井	威望	
	うが	かつや	東京大学法学部教授
	宇賀	克也	
	きむら	はるみ	共立女子大学名誉教授
	木村	治美	
座長代理	くわはら	まさお	東北大学科学技術研究科教授
	桑原	雅夫	
	こもだ	きよし	自動車評論家
	菰田	潔	
	すずき	はるお	自由学園学園長補佐、千葉大学名誉教授
	鈴木	春男	
	ながえ	ひろやす	日本大学名誉教授
	長江	啓泰	
	よしむら	ひでみ	防災ジャーナリスト
	吉村	秀實	

目 次

更新時講習の教材の在り方についての提言	1
別紙 1 新教本に盛り込まれるべき事項について	5
別紙 2 インターネットの活用について (警察庁ホームページのイメージ)	8
別紙 3 運転者個人の資料としての教材の活用について (運転状況メモ欄のイメージ)	9
〔資料〕	
1 運転免許証の更新時講習について	10
2 事業仕分けの評価結果(内閣府行政刷新会議事務局作成資料)	12
3 「事業仕分けの評価結果等を踏まえた更新時講習業務の委託等に関する 対応について」(警察庁交通局交通企画課長等通達) (平成22年6月23日付け警察庁丁交企発第87号等)(抄)	14
4 「更新時講習の運用について」(警察庁交通局長通達) (平成18年3月7日付け警察庁丙運発第10号)(抄)	15
5 「更新時講習の運用に関する細目について」(警察庁交通局運転免許課長通達) (平成22年7月15日付け警察庁丁運発第70号)(抄)	21
6 更新時講習で使用される教本についてのアンケート実施結果	23
7 「運転免許制度に関する懇談会」議事要旨(第20回～22回)	36

更新時講習の教材の在り方についての提言

はじめに

運転免許証の更新時講習については、昨年5月に実施された行政刷新会議による事業仕分け（第2弾）の対象事業として採り上げられ、講習において配布・使用されている教材の調達について、実質的な競争性を確保し、コストを削減することで、運転免許証の更新者の負担を下げる努力をすべきとの評価がなされた。

この評価を受けて、これまで警察庁では、更新時講習の教材の調達について、来年度中の一般競争入札等の導入を都道府県警察に対して指示するなど、教材の競争性を確保するための取組みを進めてきたところであるが、受講者の負担の軽減をより確実なものとするためには、教材の在り方についても見直す必要がある。

他方で、更新時講習は、運転者にとって、安全運転の知識の充実を図ることができる貴重な機会となっており、更新時講習の受講者数が、毎年約1,600万人にも上ることを踏まえると、教材の在り方は、交通の安全の確保に大きな影響を与えるものである。また、受講者が教材を負担と感じるか否かは、分量の多寡だけではなく、その使いやすさや分かりやすさとの相関において決まるものであることから、教材の見直しに当たっては、これらについても、十分に配慮する必要がある。

以上を前提に、当懇談会として、更新時講習の教材の在り方について検討を行った結果は、以下のとおりである。

1 基本的な考え方

更新時講習は、運転免許証の更新の機会に、最近の道路交通法令の改正等に関する知識を提供し、安全運転に関する知識を再確認することにより、運転者の安全運転の知識の充実を図ることで、交通の安全の確保を果たすことを目的としている。このため更新時講習で用いられる教材については、講習の効果が高まるよう、分かりやすく、講習が終了した後も引き続き有効に活用されるようなものを配布する必要がある。

同時に、更新時講習は、運転免許保有者に対して受講が義務付けられており、その費用は受講者が支払う手数料によって負担されていることから、その教材の在り方を検討するに当たっては、国民の負担の軽減にも十分に配慮しなければならない。

このような観点から、更新時講習の教材については、交通の安全の確保を損なわない範囲で、可能な限り合理化するという方向で、その在り方を検討すべきである。

2 教材の冊数の削減

更新時講習の教材については、警察庁交通局運転免許課長通達により、次のものを使用するよう定められている。

教本 次の内容について正確にまとめられたもの

- ・ 「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号)(第2章及び第3章を除く。)
- ・ 最近における道路交通法令の改正の概要
- ・ 危険予測、回避方法等、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識
- ・ 心肺蘇生、自動体外式除細動器(AED)の使用等、負傷者等の救護処置の具体的な方法

運転適性診断用紙

運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問(二者択一式、30問程度)並びにその回答に基づく指導内容が記載された検査用紙

地方版資料 次の内容について盛り込まれたもの

- ・ 地域における道路交通の現状と交通事故の実態
- ・ 車が故障した場合の措置
- ・ 故障の場合の連絡先等
- ・ 交通事故相談所一覧表
- ・ 各種運転免許関係手続案内(更新、失効、再交付、記載事項変更届出等の各種免許関係手続を行う際の申請日時場所、必要な書類等を教示するもの)
- ・ その他都道府県の実情に応じた内容

これを受けて、現在、多くの都道府県において、次の4冊が配布されている。

「交通の教則」(財)全日本交通安全協会発行)又は「知っておきたい交通ルール」(社)全日本指定自動車教習所協会連合会発行)

「人にやさしい安全運転」(財)全日本交通安全協会発行)

「安全運転自己診断」(財)全日本交通安全協会発行)

地方版資料(都道府県ごとに作成)

このように、更新時講習では、4冊の教材が配布されているが、教材が複数の冊子に分かれていることにより、内容に重複が生じ、使い勝手が悪くなっているおそれがある。

このことを踏まえて、教材の内容を精査すると、複数の教材に同じような内容が採り上げられており、教材の冊数を削減することで、全体の分量を削減することが

可能と考えられる。

具体的には、「交通の教則」と「人にやさしい安全運転」(又はこれらに相当する教材。)において扱われている事項を整理し、一冊の教材(以下「新教本」という。)にまとめるべきである。その際、新教本の分量については、「交通の教則」と「人にやさしい安全運転」の合計の分量から4分の1程度削減することが適当である。

なお、新教本に盛り込まれるべき具体的な事項については、別紙1のとおりである。

3 講習の内容に対応した教材の配布

更新時講習には、運転者の違反・事故の状況等に応じて、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習の4つの区分が設けられており、優良運転者講習以外の区分の講習においては、配布されている全ての教材が講習の中で使用されているが、優良運転者講習においては、時間的な制約から、運転適性についての診断と指導に関する事項を講習の中で扱うことはしていない。そのため、優良運転者講習では、配布されている4冊の教材のうち、「安全運転自己診断」については、講習では使用されていない。これは、講習終了後に活用されることを期待して配布されているものであるが、対象が無事故・無違反の優良運転者であることを踏まえ、負担軽減の観点から、「安全運転自己診断」については配布しないこととすべきである。これにより、配布される教材の冊数は、優良運転者講習では2冊となる。

なお、優良運転者講習の受講者の中には、自身の運転行動に関する意識や態度を把握したいと考える者もいることから、このような者がその機会を得られる何らかの方法については、別途検討する必要がある。

4 教材が有効に活用されるための工夫

更新時講習は、運転者が安全運転の知識の充実を図ることができる貴重な機会ではあるが、時間的な制約がある講習の場だけでは、運転者として必要な情報を十分に得ることは困難であると考えられる。そのため、講習が終了した後も、配布された教材を有効に活用することにより、安全運転への理解を深め、意識を継続することが大切であるが、現在の教材には、そのように利用されるための工夫が必ずしも十分になされていない。

(1) 運転者にとって有益な情報の充実

受講者にとって新たな負担とならないことを前提に、運転者が必要としている

情報を的確に盛り込む必要がある。その際、更新時講習の受講者の多くは、自動車教習所の教習生とは異なり、既に一定の運転経験を有している者であることから、教材は、実際の運転に即した実践的な事項に重点を置いた内容とすべきである。

特に、最近の技術の進歩に伴い、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）等、様々な機能を有する新しい装置が自動車に搭載されるようになったほか、自動車そのものについても、横滑り防止装置等、新たな機能が備わりつつある。そして、従来のガソリン車に加え、電気自動車やハイブリッド自動車の普及も進んでおり、自動車を取り巻く環境が大きく変化しているが、これらの最新の車両技術の活用方法や使用時の注意事項については、運転者にとって役に立つ情報でもあることから、積極的に扱うべきである。

(2) インターネットの活用

インターネットの普及がかなり進んでいるにもかかわらず、現在、教材の内容やその関連情報等、運転者にとって必要な情報が、インターネット上にはほとんど掲載されておらず、講習終了後における教材の効果的な利用を図るための取組みが不十分である。

そこで、教材の内容に関連する情報に加え、最近の道路交通法令の改正に関するより詳細な説明、各都道府県警察の免許関係ページへのリンク等、運転者が必要としている情報を、警察庁ホームページに集約して掲載するなど、インターネットコンテンツの充実を図るべきである。また、それぞれのコンテンツを教材に関連付けることにより、教材が講習の場だけでなく、講習が終了した後も、インターネットと合わせて有効に活用されることが期待される（別紙2参照）。

(3) 運転者個人の資料としての教材の活用

安全運転を継続するためには、運転者が自分自身の運転の状況や傾向を把握し、正確に理解することが重要であると考えられる。また、運転の状況については、一般的に一定のものではなく、その時点での身体の状態等の影響により、年々変化するものである。

そこで、次の免許証の更新を受けるまでの3年又は5年の間に、自分の運転の状況を記録するために、教材を有効に活用する工夫が必要である。

具体的には、運転者自身のヒヤリ・ハット体験、違反・事故等について書き込むことができる欄を設けることにより、教材を運転者個人の資料として活用することが考えられる（別紙3参照）。

新教本に盛り込まれるべき事項について

第一 最近における道路交通法令の改正の概要

最近 5 年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

第二 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ASV）、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術の活用方法と使用時の注意事項について、イラスト等を用いて解説すること。

第三 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

第四 危険予測

1 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

2 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

3 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

第五 年齢に応じた運転特性

1 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

2 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（ 静止視力と動体視力、 視野、明度の差、 順応と眩惑^{げん}）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

3 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

4 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

第六 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取り組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

第七 事故時の対応と応急救護処置

財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

第八 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

第九 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

第十 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号)(第2章及び第3章を除く。)の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

第十一 その他

1 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

2 「安全運転5則」

以下の「安全運転5則」を記載すること。

安全速度を必ず守る

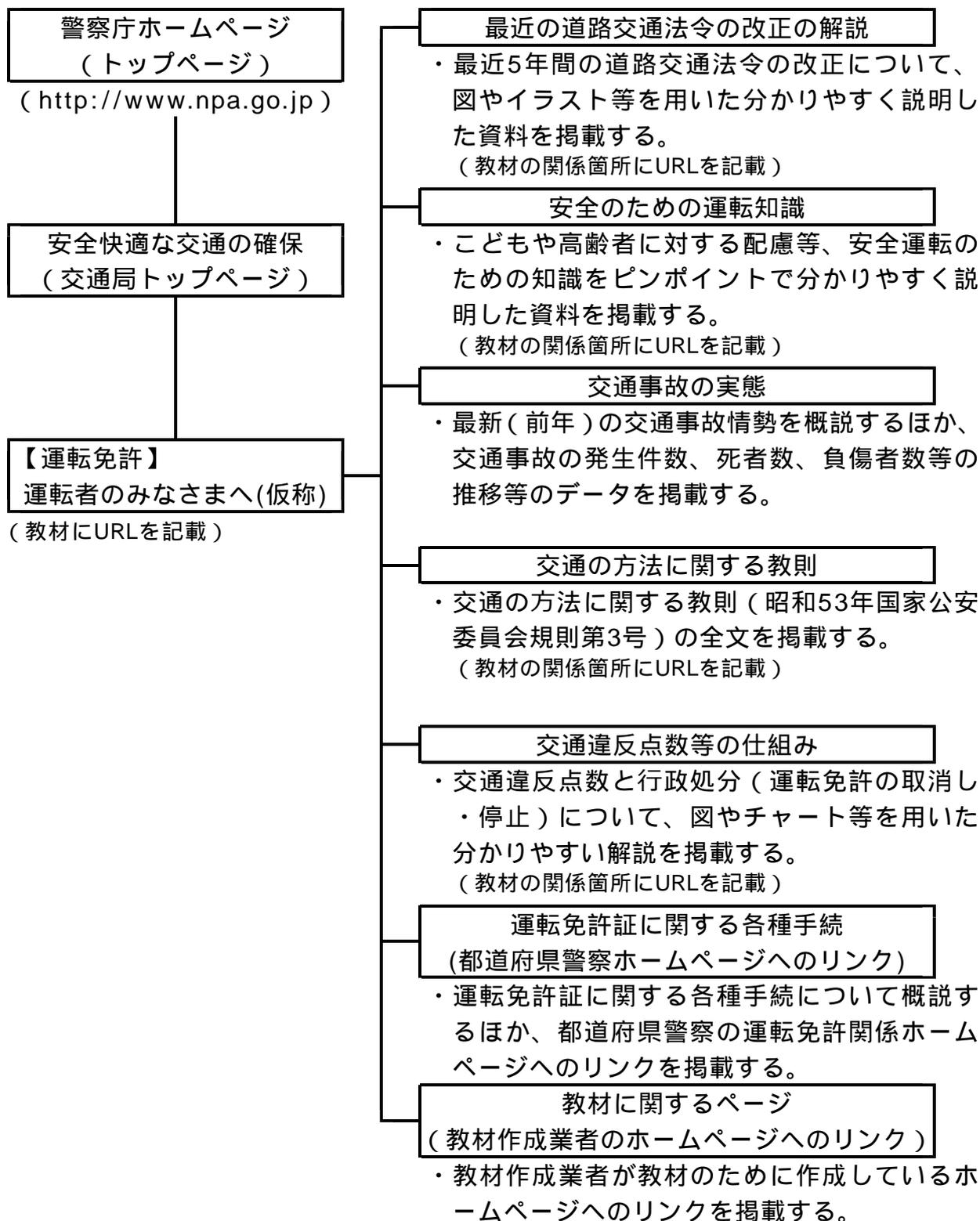
カーブの手前でスピードを落とす

交差点では必ず安全を確かめる

一時停止で横断歩行者の安全を守る

飲酒運転は絶対にしない

インターネットの活用について（警察庁ホームページのイメージ）



運転者個人の資料としての教材の活用について (運転状況メモ欄のイメージ)

この欄は、運転時のヒヤリ・ハット体験、違反・事故等の記録を書き込んでいただくためのものです。必要に応じて活用していただき、みなさまの安全運転にお役立てください。

年月日	内 容	場 所	備 考

資 料

運転免許証の更新時講習について

1. 更新時講習の概要

都道府県公安委員会は、運転免許証の更新を受けようとする者(高齢者講習を受ける者等を除く。)に対し、更新時講習を行うこととされています。

更新時講習は、免許証の定期的な更新の機会をとらえて道路交通法令、道路交通事情等について講習を行うことにより、安全な運転に必要な知識を補い、運転者の安全意識を高めることを目的としており、

優良運転者講習

一般運転者講習

違反運転者講習

初回更新者講習

の4区分により、運転者の違反、事故の状況等の属性に応じて、よりきめ細やかな講習を行っています。

(1) 優良運転者講習(30分)

視聴覚教材等を使用して交通事故の実態、安全運転に必要な知識等についての説明を行っています。

(2) 一般運転者講習(1時間)

優良運転者講習の内容に加え、安全運転自己診断等により適性検査を実施し、安全な運転について具体的な指導を行っています。

(3) 違反運転者講習(2時間)

一般運転者講習の内容に加え、自動車等の運転に必要な知識に関する討議及び指導等を行っています。

(4) 初回更新者講習(2時間)

一般運転者講習の内容に加え、自動車等の運転に関する基礎的な知識に習熟させるための討議および指導等を行っています。

優良運転者

更新日等において、継続して免許を受けている期間が5年以上であり、かつ、5年間違反行為等をしていない者

一般運転者

優良運転者、違反運転者及び初回更新者以外の者

違反運転者

更新日等において、継続して免許を受けている期間が5年以上であり、かつ、5年間に違反行為等をした者(3点以下の軽微違反行為1回のみをした者(人身事故等を起こしていない場合に限る。))を除く。)

初回更新者

継続して免許を受けている期間が5年未満である者

2. 更新時講習の内容

	道路交通の現状と交通事故の実態	運転者の心構えと義務	安全運転の知識	運転適性についての診断と指導	合計
優良運転者講習	10分	10分	10分	-	30分
一般運転者講習	10分	10分	20分	20分	60分
違反運転者講習	10分	10分	40分	60分	120分
初回更新者講習	10分	10分	40分	60分	120分

「更新時講習の運用について」(平成18年3月7日付警察庁内運発第10号)により、更新時講習の講習科目及び時間割の標準として警察庁から都道府県警察に示されたもの。

3. 更新時講習受講者数

	優良運転者講習	一般運転者講習	違反運転者講習	初回更新者講習	合計
平成19年	7,607,320人	2,856,656人	4,168,921人	1,171,016人	15,803,913人
平成20年	6,802,037人	2,974,039人	4,351,008人	1,179,231人	15,306,315人
平成21年	8,505,895人	3,149,673人	4,136,410人	1,173,060人	16,965,038人

全国の受講者数の合計

4. 更新時講習の手数料

講習名	講習手数料
優良運転者講習	700円
一般運転者講習	1,050円
違反運転者講習	1,700円
初回更新者講習	1,700円

運転免許証の更新のために、別途2,550円の更新手数料が必要となる。

ワーキンググループA

事業番号 A-27

(事業名) 運転免許の更新時講習

(法人名) (財)全日本交通安全協会

評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

- この団体が教材に関与不要。ネットコンテンツ充実は警察庁(国)で。
- 教材調達は、各都道府県で競争的にコストを抑えて行うべき。ドライバー負担を下げるべし。
- 各都道府県、警察及び安全協会が免許更新及び交通安全対策を行っているので、教則の発行及び講習すべて移管すべき。
- 都道府県警察、公安委員会が所管する分野であり、又、各都道府県の協会等が自主的に担っている。教本等の全員配布の要、不要を含め、各都道府県に任せるべき。(もとより道交法の遵守、徹底は当然のこと)
- 教則本の内容を抜本的に見直すこと、競争させることにより、コスト削減分を講習費に反映させ、値下げ。
- 実際にほとんど活用されていない教則本に無駄なコストを費消している。必要部分だけに限定し、HP等も活用していけば十分。
- 教則の発注についても、大手広告代理店に一手発注とコスト意識も低く、早急に改善の要。
- 事業については、一般競争入札を実質的に競争が確保された形で実施し、民間等の参入を促すべき。
- ドライバーの再教育の機会は、現実には更新時くらいしか考えられないが、1年間に1千万人以上を対象とする以上、これだけの人々によく浸透するような洗練された教材が必要であろう。現行の「教則」本もこういう工夫をこらしているのであろうが、あまり読まず、利用されているとは言えないようである。よりよく浸透する方法の工夫を含めて、多数の企業、機関の中から、受注者を競争的に選定すべきであろう。
- 教本等については、警察庁が監修を行うことを前提に、自由競争にしていくべき。
- 教本の選定に実質的な競争性を確保すべき。
- 課長通知等については速やかに廃止すべき。
- 免許の更新自体は、期間の問題よりは長期のサイクルを考えるべき。
- 教本に関しては、より実質的な講習者が求める情報、改正等必要最低限の内容として、道交

法等はインターネット等利用して広げる。その場合、内容の必須事項のみ提示し、調べ、民間に広く開放する。

WGの評価結果

実施機関を競争的に決定(事業規模は縮減)

自治体/民間 3名

実施機関を競争的に決定 5名(事業規模 縮減5名)

当該法人が実施 1名(事業規模 縮減 1名)

とりまとめコメント

現在競争性が担保されていないと感じられるので、実質的な競争を確保し、全日本交通安全協会も含めて、競争的にどの団体に行わせるかを判断すべき。同時に、高コストだという印象があるので、コストを削減し、結果的に免許更新者の負担を下げる努力をすべき。

事業仕分けの評価結果等を踏まえ更新時講習業務の委託等に関する対応について
(平成22年6月23日付け警察庁丁交企発第87号等)(抄)

6月18日に開催された閣僚懇談会において、5月に実施した事業仕分けの評価結果を踏まえ、公益法人への支出の見直し等に取り組むとともに、政府系の公益法人が行う事業について横断的な見直しに取り組んでいただきたい旨の内閣総理大臣発言がなされた。事業仕分けにおいては、特に更新時講習において使用されている教本の調達について、「実施機関を競争的に決定」するように求められたところである(別添)。

更新時講習業務を含む交通警察関係業務の民間委託等の見直しについては、「免許関係事務の民間委託の見直しについて」(平成17年1月27日付け警察庁丁運発第15号等)、「交通警察関係業務の民間委託等の見直しについて」(平成20年1月31日付け警察庁丁交企発第11号等)等により指示したところであるが、各都道府県警察にあっては、当該事業仕分けの評価結果をも踏まえ、更新時講習業務の委託、更新時講習で使用する教本等の購入について、原則として、平成23年度中に一般競争入札等の競争性の確保された契約方法を導入することとされたい。また、他の交通警察関係業務全般についても、同様に民間委託等の一層の見直しを行うこととされたい。

別添「政府系の公益法人が行う事業の横断的な見直しについて」(平成22年6月15日行政刷新会議)

2.事業の実施等について

(1) 実質的な競争性の確保

競争入札等により国等が公益法人向け支出を行っている場合において、応募条件等が制限的であるため競争が妨げられている例が見られたことから、このように競争性の発現が阻害されていることがないかについて厳格な見直しを行い、実質的な競争性を確保する。

更新時講習の運用について（平成18年3月7日付け警察庁丙運発第10号）（抄）

第1 基本的留意事項

3 講習用教材

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第4号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条第11項に定める教材については、最近の道路交通法令の内容を明示したり、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする更新時講習にふさわしい教本、都道府県の交通実態等を内容とする地方版資料、危険予測、事件事例等に関する視聴覚教材、安全運転自己診断を実施するための所要の運転適性検査用紙その他必要な教材を必要数整備すること。

第2 講習実施上の留意事項

4 講習の方法

講習は、別表「更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」その1「優良運転者講習」、その2「一般運転者講習」、その3「優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習」、その4「違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）」及びその5「初回更新者講習」に準拠し、それぞれの都道府県の交通実態に即して重点を選定するなど実質的效果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施すること。

なお、講習を実施する際には、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるとともに、高齢者学級などの特別学級を編成する場合には、受講者の態様に応じた内容の講習となるよう留意すること。

別表 更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

その1 優良運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講習時間合計				30分

その2 一般運転者講習

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等		受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講 習 時 間 合 計				60分

その3 優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
	前半講習のまとめ		前半の講習終了とし、終了する優良運転者に対しては、次回も優良運転者で更新できるよう安全運転者としての誇りを持つことと、優良運転者であってもわずかな心の油断が事故に結びつくことを簡単に説明して終了する。	
4 安全運転の知識	(1) 危険予測と回避方法等	講義 教本、視聴覚教材等	OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	10分
5 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	20分
講習時間合計				60分

その4 違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		受講対象に応じたビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用） (2) 運転適性診断と指導（検査機器使用） (3) 安全運転態度の診断と指導 (4) 運転技能診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材等	安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分
講習時間合計				120分

講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

その5 初回更新者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者点呼 講習概要・日程の説明 受講の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本・視聴覚教材等	○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における交通事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による交通事故類型、原因等について事例と併せて説明する	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		運転経験の浅い運転者向けのビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導（検査用紙使用） (2) 運転適性診断と指導（検査機器使用） (3) 安全運転態度の診断と指導 (4) 運転技能診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材等	安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	60分
講習時間合計				120分

講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

更新時講習の運用に関する細目について

(平成22年7月15日付け警察庁丁運発第70号)(抄)

4 講習実施上の留意事項

(1) 教本

更新時講習において使用する教本は、次の内容について、正確にまとめられたものを使用するものとする。

- ・ 「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号)(第2章及び第3章を除く。)
- ・ 最近における道路交通法令の改正の概要
- ・ 危険予測、回避方法等、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識
- ・ 心肺蘇生、自動体外式除細動器(AED)の使用等、負傷者の救護処置の具体的な方法

なお、教本の冊数及び規格は問わないが、講習終了後も持ち帰って、自宅又は自動車等に保管し、いつでも確認できるよう、分かりやすく、使い勝手の良いものを使用すること。

(2) 地方版資料

ア 内容

次の内容を盛り込んだものを各都道府県において作成し、教本と併せた効果的な講習を実施するものとする。

- ・ 地域における道路交通の現状と交通事故の実態
- ・ 車が故障した場合の措置
- ・ 故障の場合の連絡先等
- ・ 交通事故相談所一覧表
- ・ 各種運転免許関係手続案内

(更新、失効、再交付、記載事項変更届出等の各種免許関係手続を行う際の申請日時場所、必要な書類などを教示するもの)

- ・ その他都道府県の実情に応じた内容

イ 作成上の留意事項

資料を作成する際には、以下の点に留意し、受講者に交通事故を身近なものとしてとらえさせ、安全運転意識を高揚させるような内容とするよう配意すること。

- (ア) 警察署ごとの事故多発地点・区間を示し、当該地点・区間において多くみられる事故の形態とそれを防ぐための安全運転のポイントを解説するなど、地域の実情に応じた情報を提供すること。

- (イ) 交通事故の被害者の手記を掲載するなど、受講者に交通事故の悲惨さを訴

えること。

(3) 視聴覚教材

視聴覚教材は、次のものを整備することとする。

- ・ ビデオ装置、ビデオテープ
- ・ 映写機、映画フィルム
- ・ スライド映写機、スライドフィルム
- ・ オーバーヘッド投影機、トランスペアレンシー
- ・ スクリーン

5 運転適性、技能についての診断と指導の留意事項

運転適性、技能についての診断と指導は、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習において実施することとなるが、その留意事項は次のとおりである。

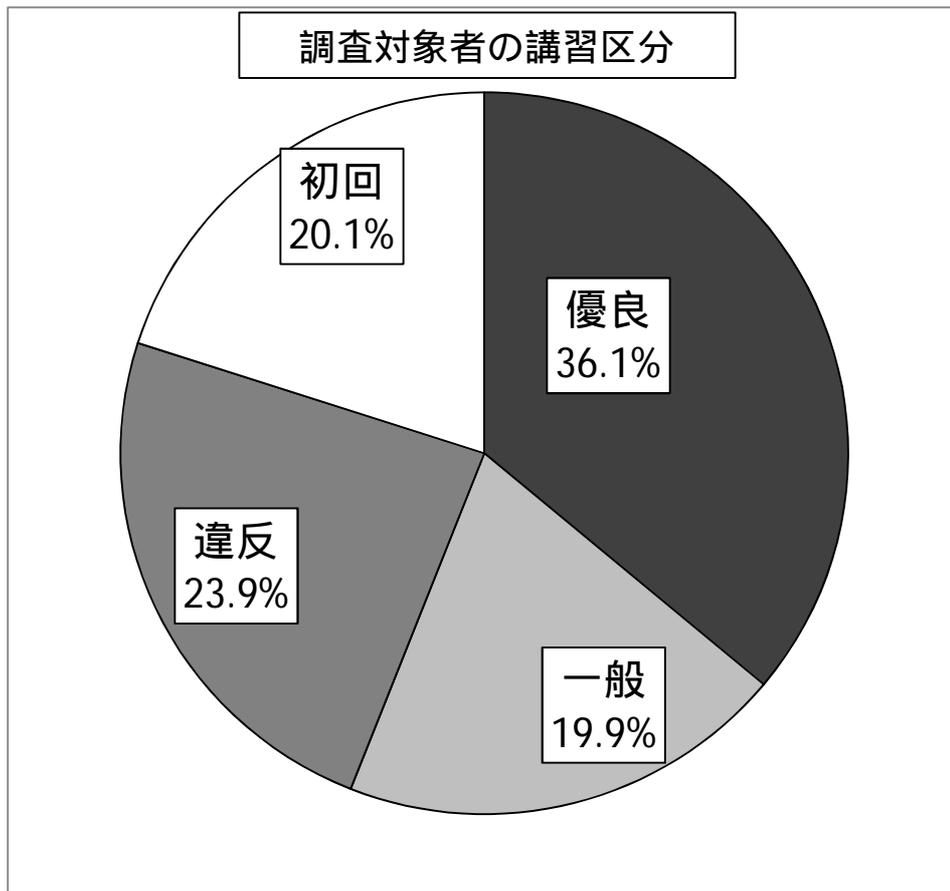
(1) 検査用紙使用による診断と指導

運転適性診断と指導（検査用紙使用）は、運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問（二者択一式、30問程度）及びその回答に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えることとする。

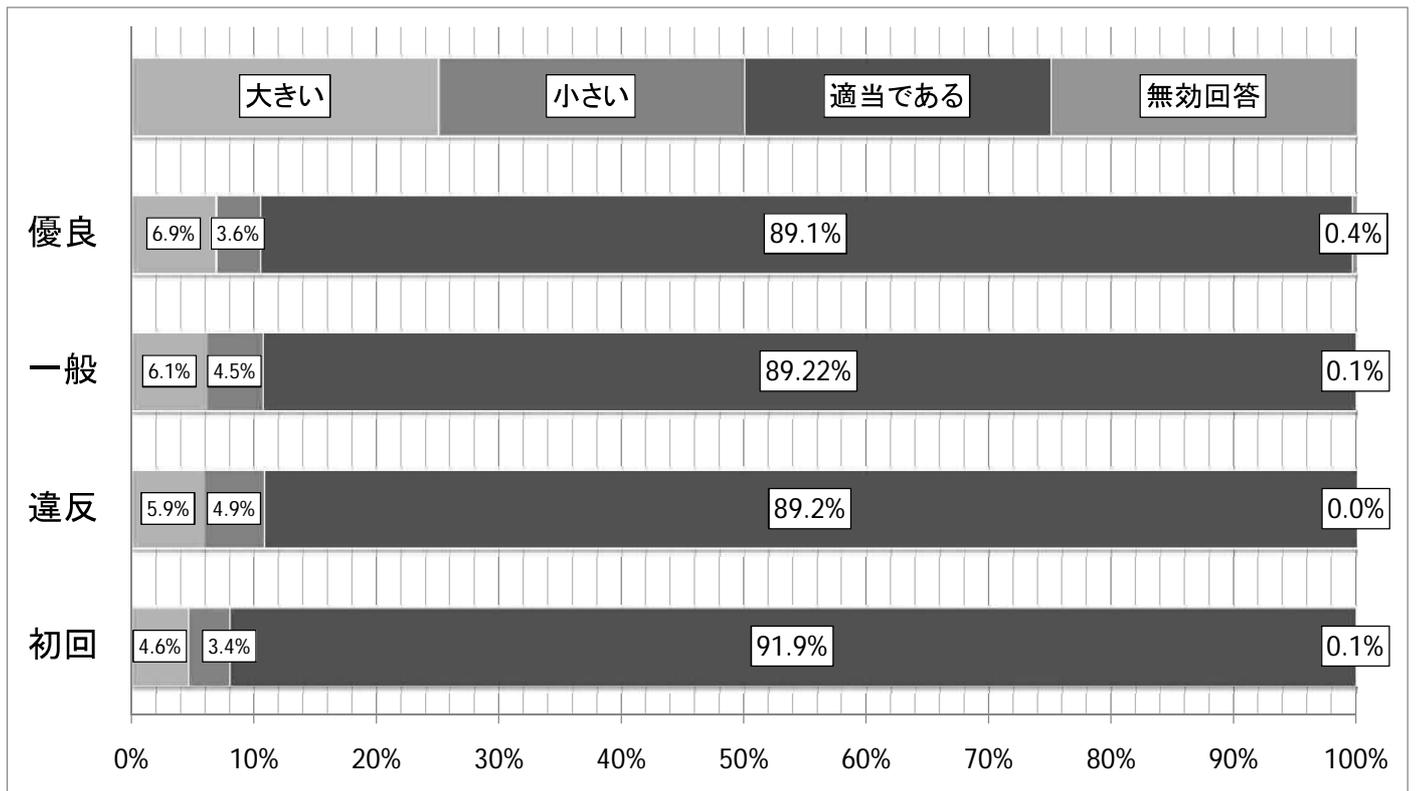
更新時講習で使用される教本についてのアンケート実施結果

平成22年9月
警察庁交通局運転免許課

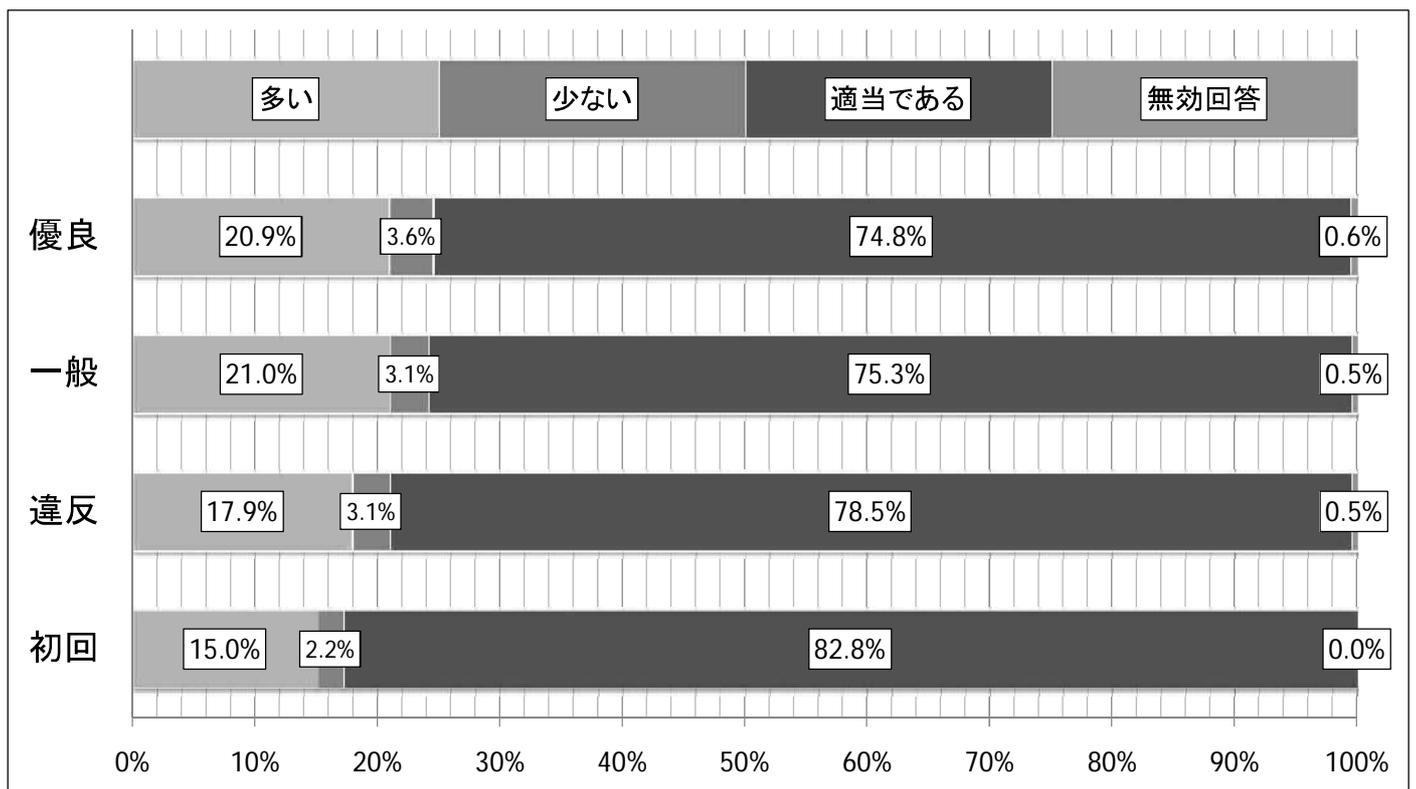
調査期間 : 平成22年8月23日(月)から9月1日(水)までの10日間
調査場所 : 更新時講習を実施している全国の免許試験場・免許センター
調査対象者 : 更新時講習の受講を終了した者(全国で3,679人)



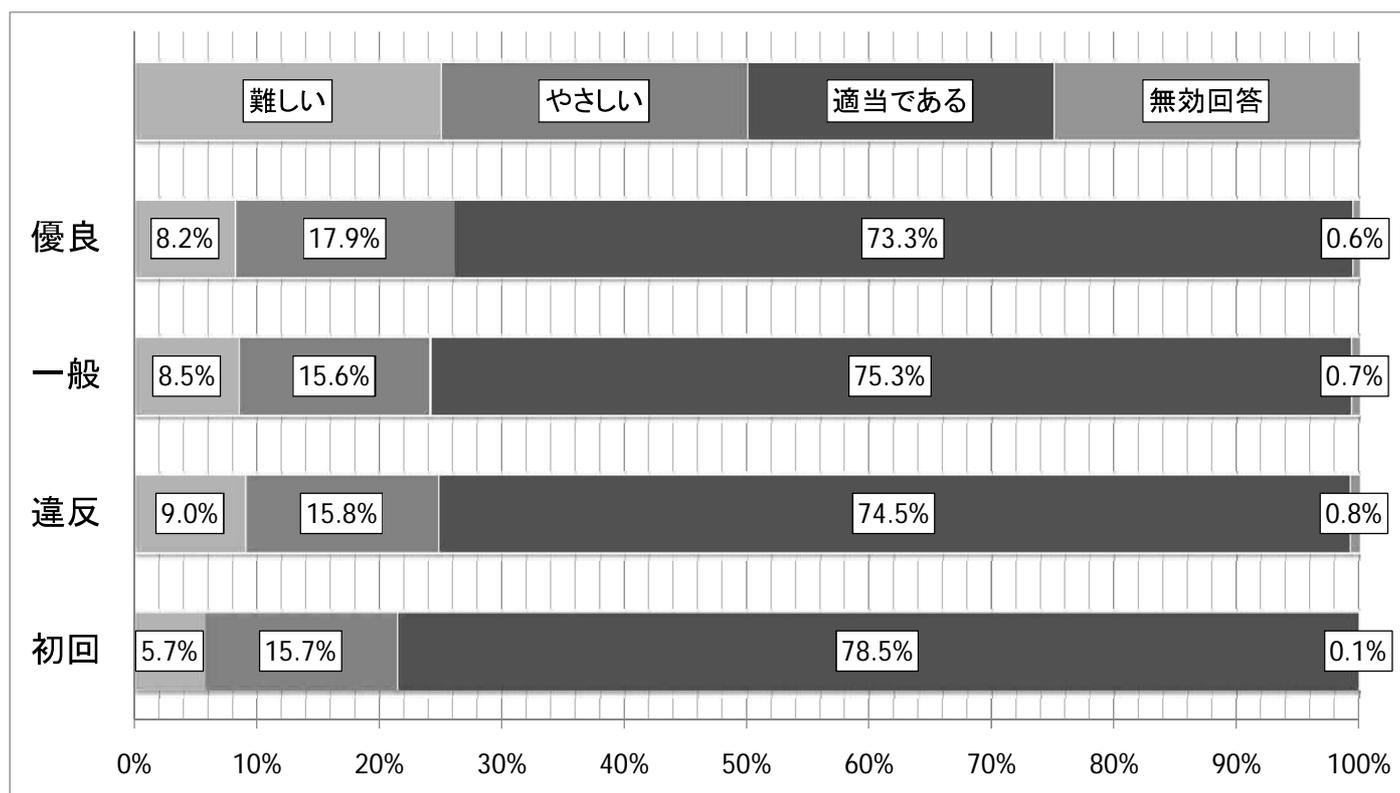
問1 教本(交通の教則)の大きさはどうか



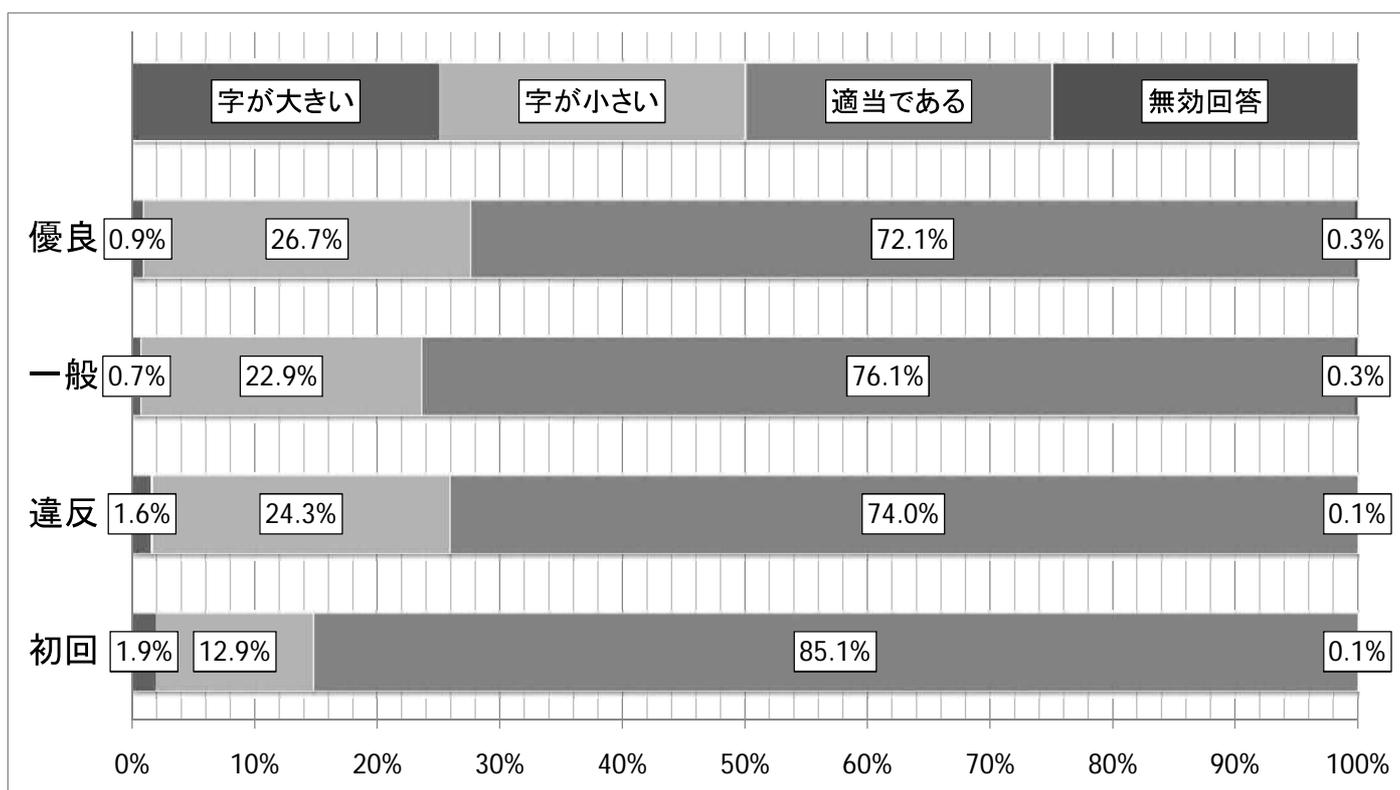
問2 教本(交通の教則)の内容量はどうか



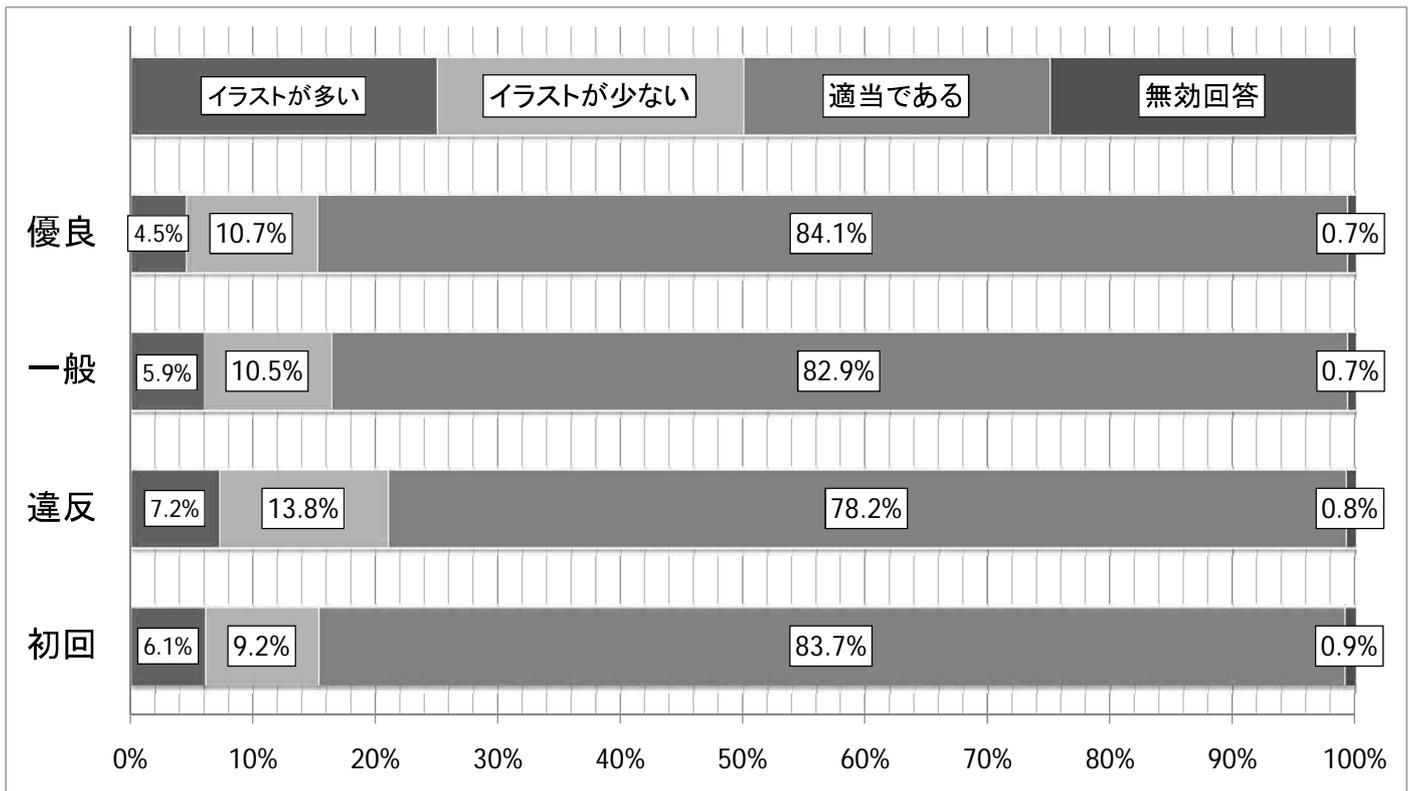
問3 教本(交通の教則)の内容はどうか



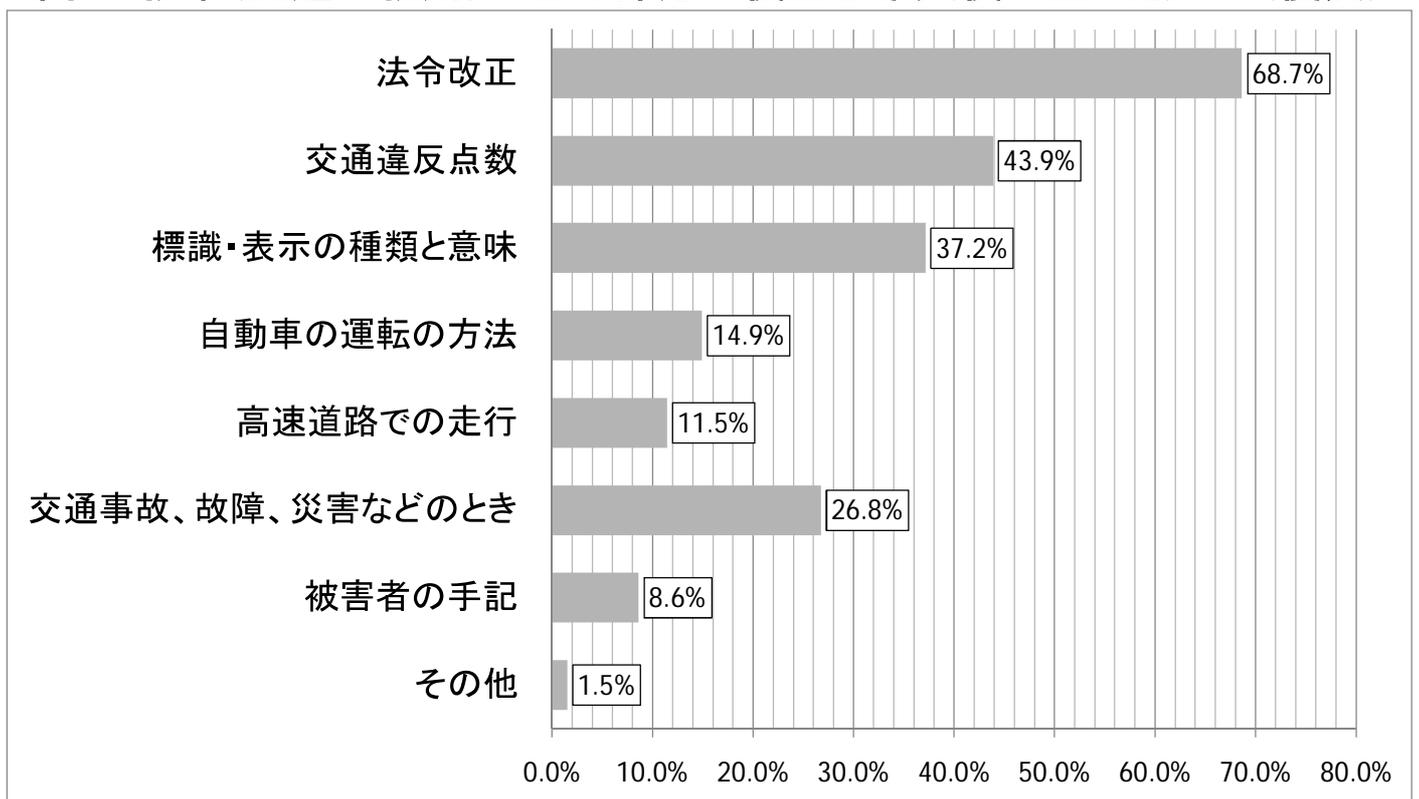
問4 教本(交通の教則)の字の大きさはどうか



問5 教本(交通の教則)のイラストの量はどうか

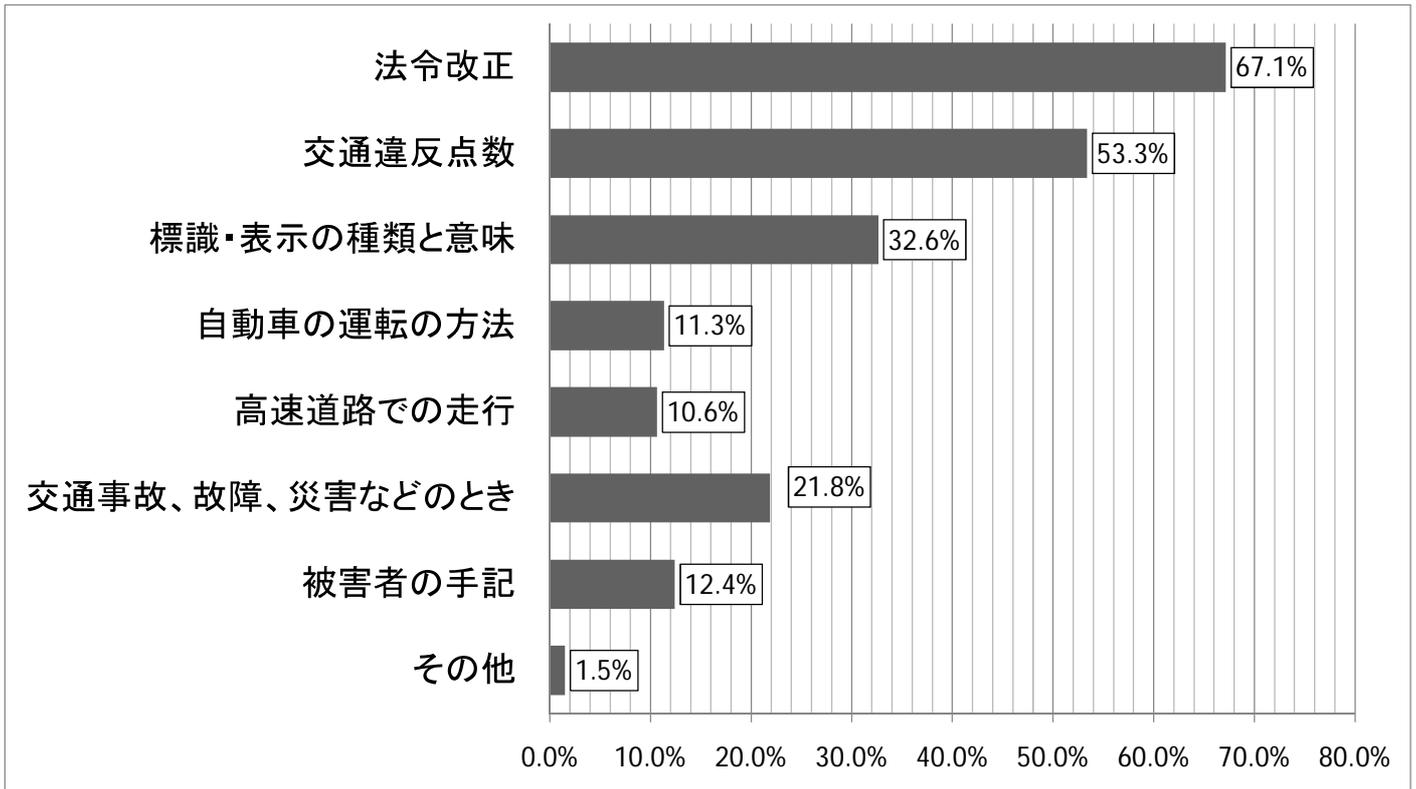


問6 教本(交通の教則)のどの部分が役立ちそう(役に立った)か (優良)



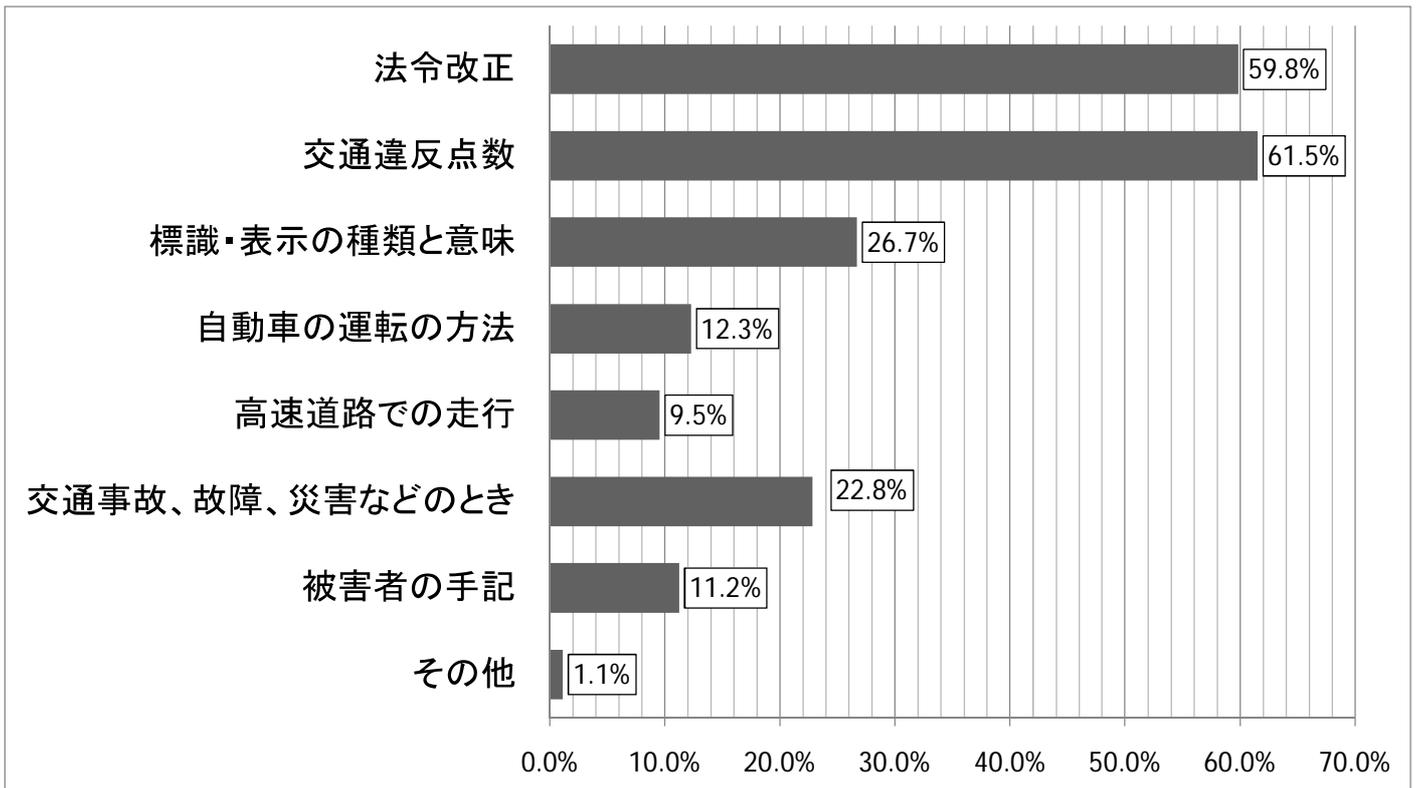
※複数回答のため、合計値は100%にならない

問6 教本(交通の教則)のどの部分が役立ちそう(役に立った)か (一般)



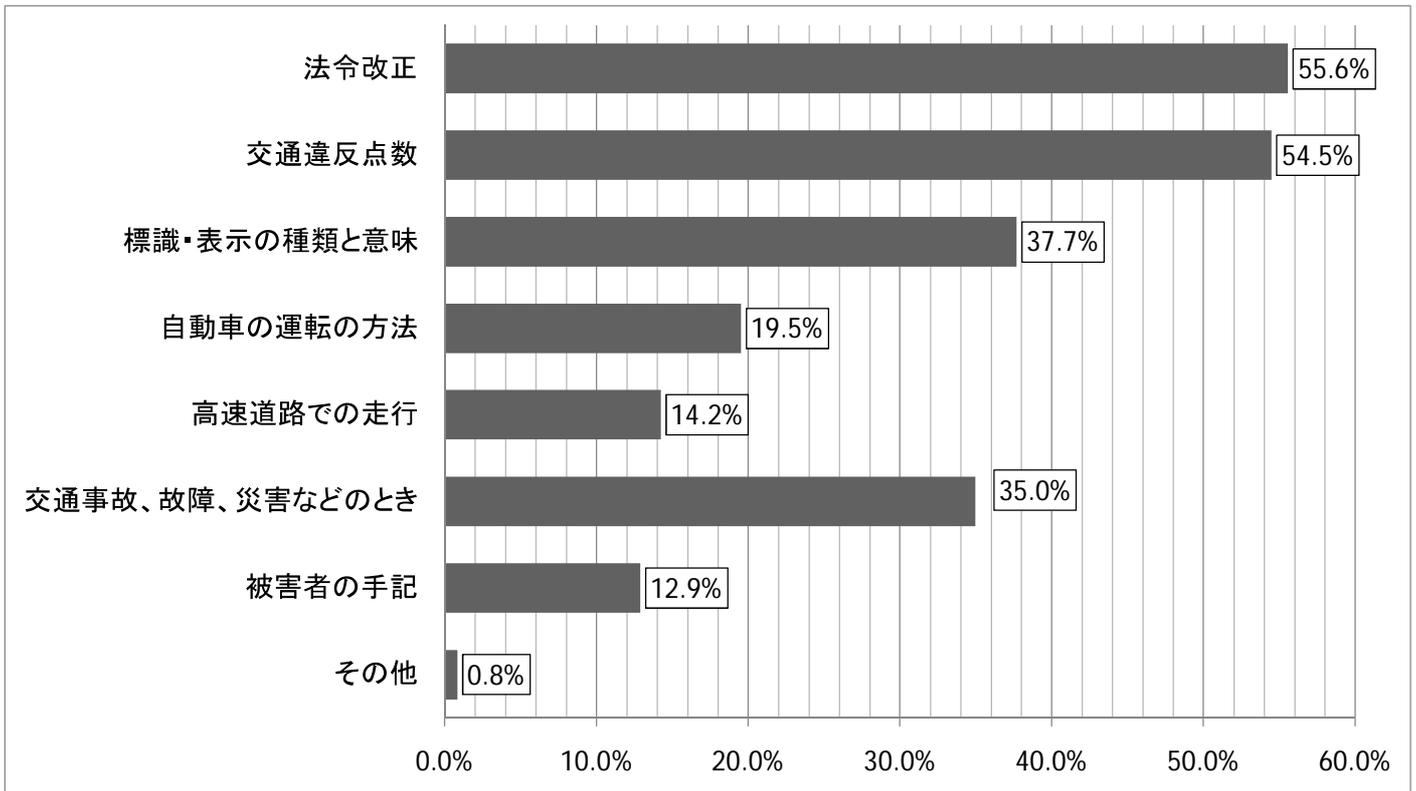
※複数回答のため、合計値は100%にならない

問6 教本(交通の教則)のどの部分が役立ちそう(役に立った)か (違反)



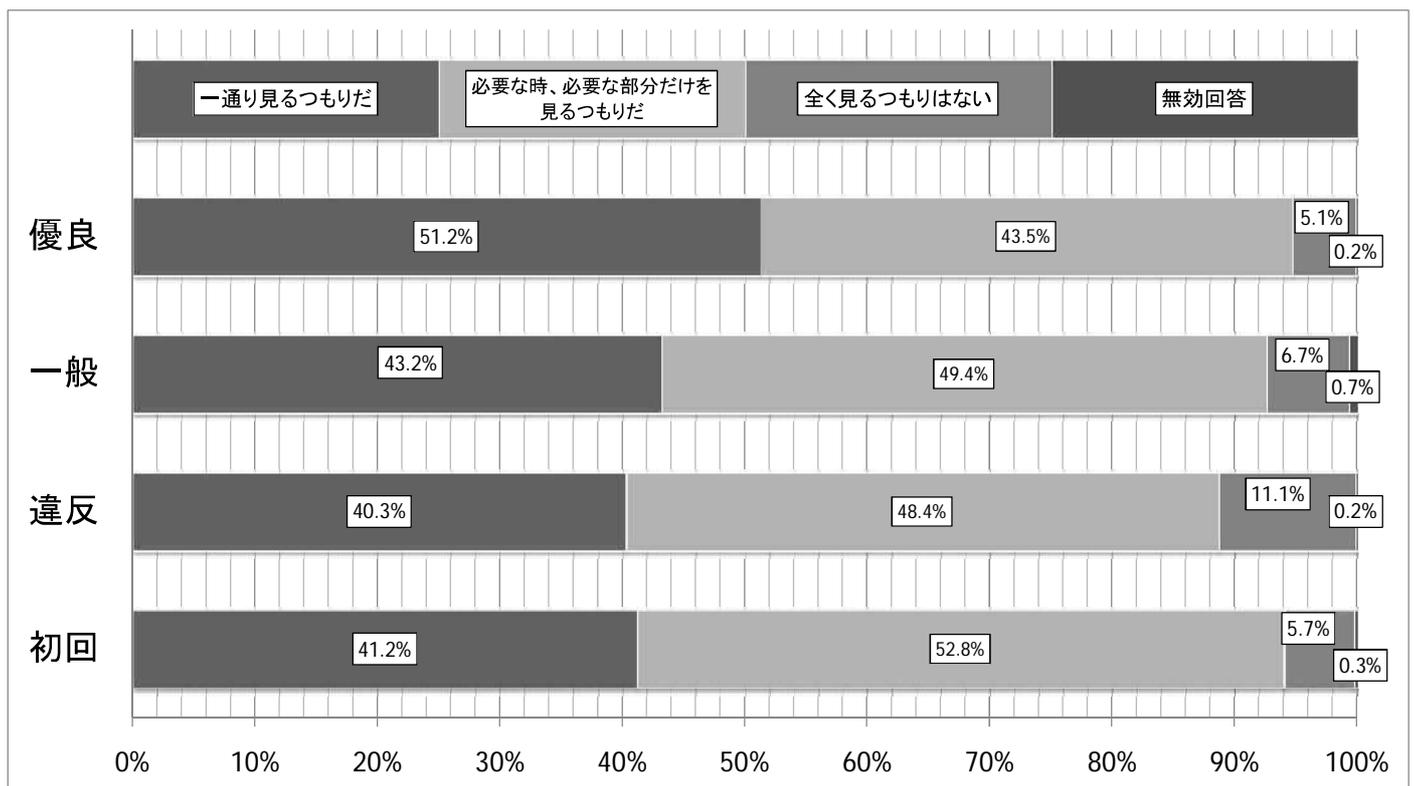
※複数回答のため、合計値は100%にならない

問6 教本(交通の教則)のどの部分が役立ちそう(役に立った)か (初回)

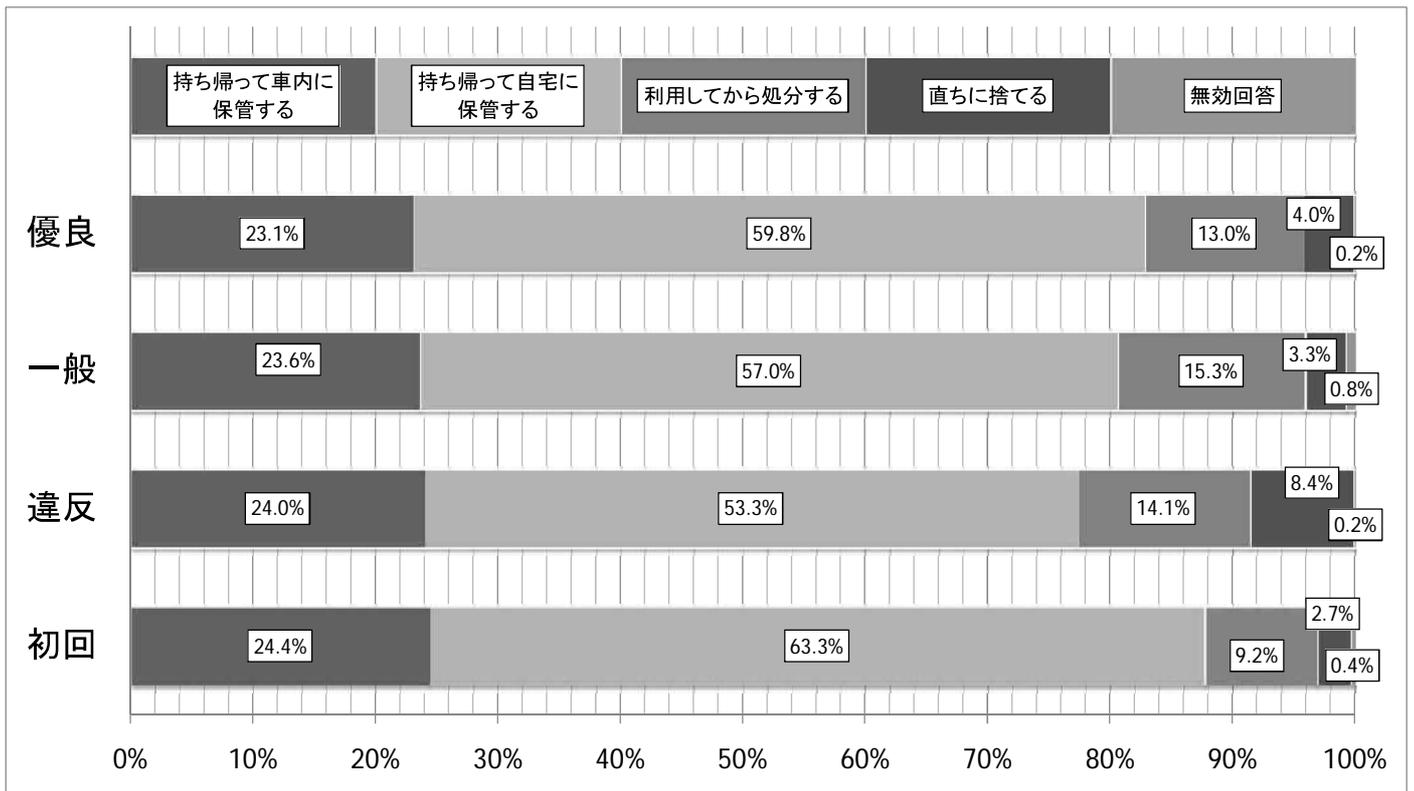


※複数回答のため、合計値は100%にならない

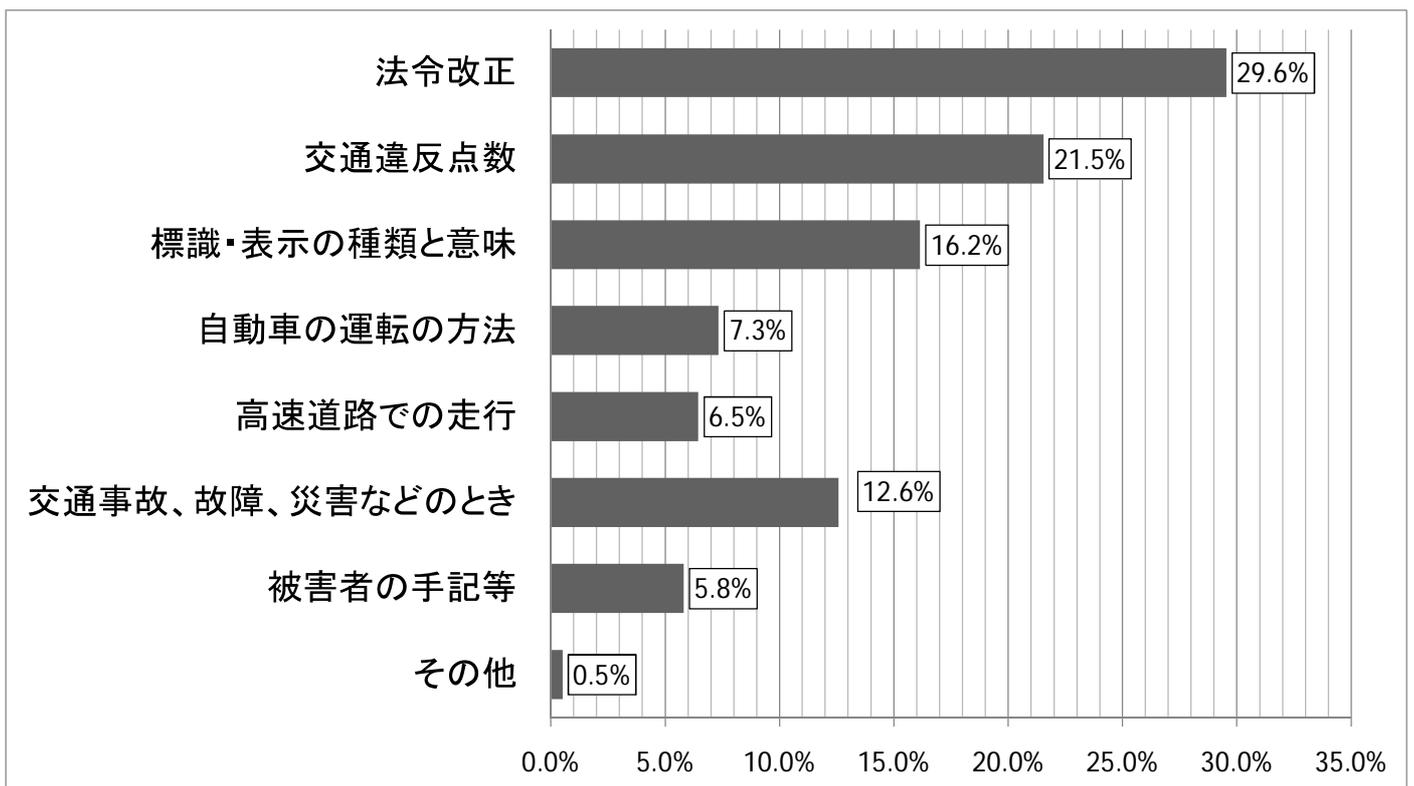
問7 教本(交通の教則)を、今後、どのように利用するか



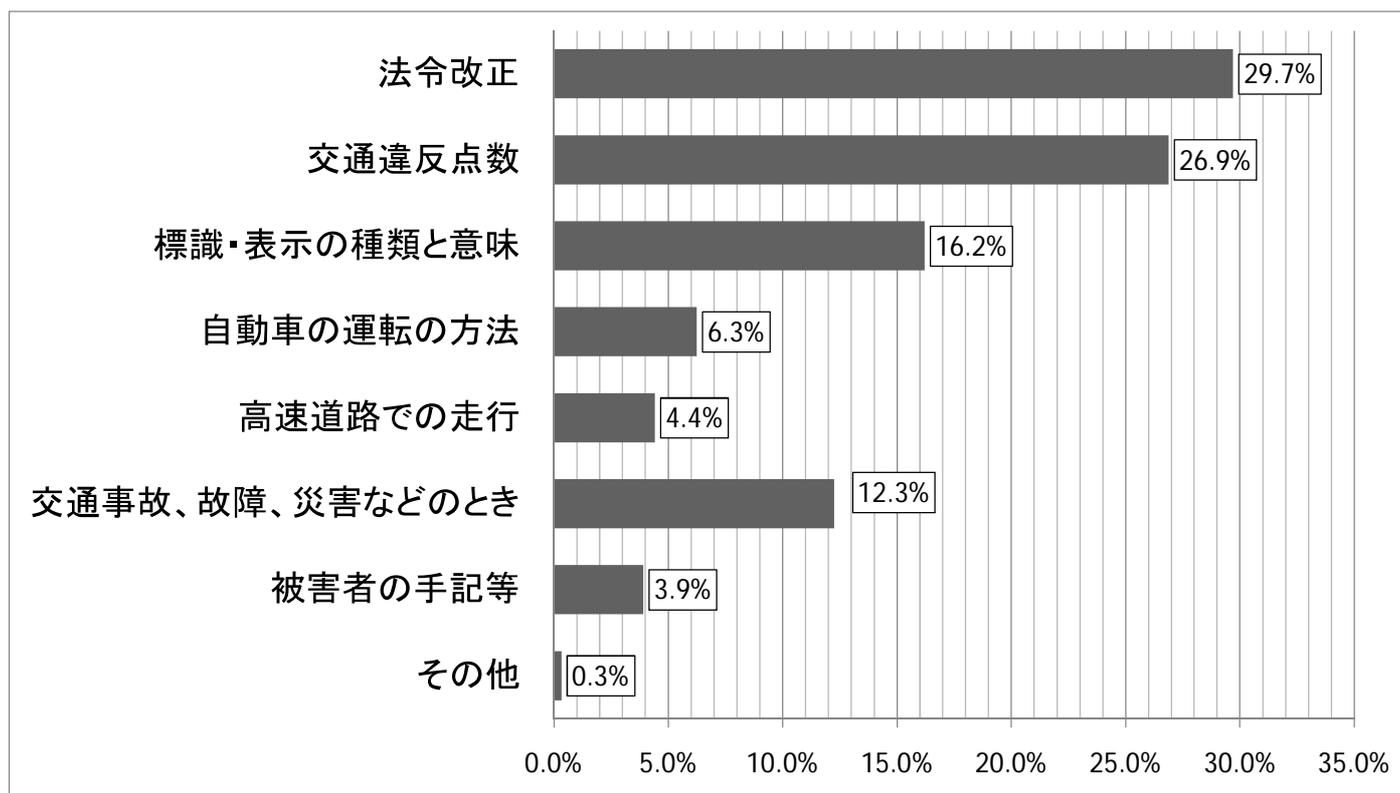
問8 教本(交通の教則)を、今後、どのようにするか



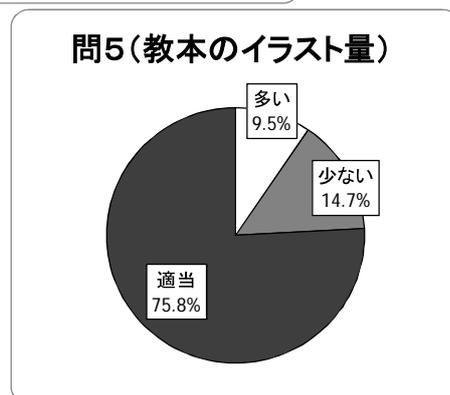
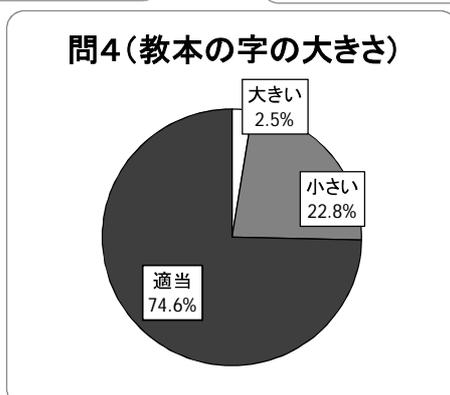
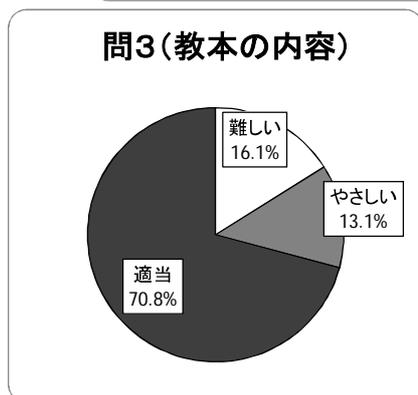
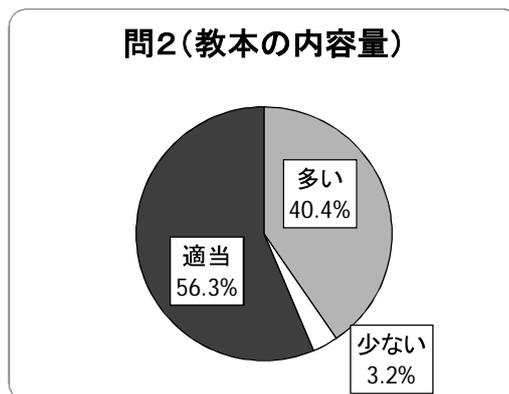
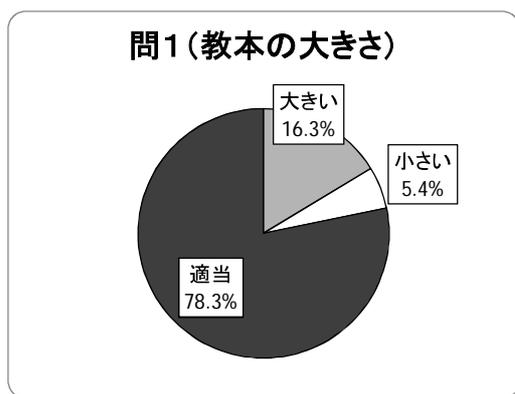
問7で教本を「一通り見るつもりだ」と回答した者の、 問6(教本の役立つ部分)の回答状況



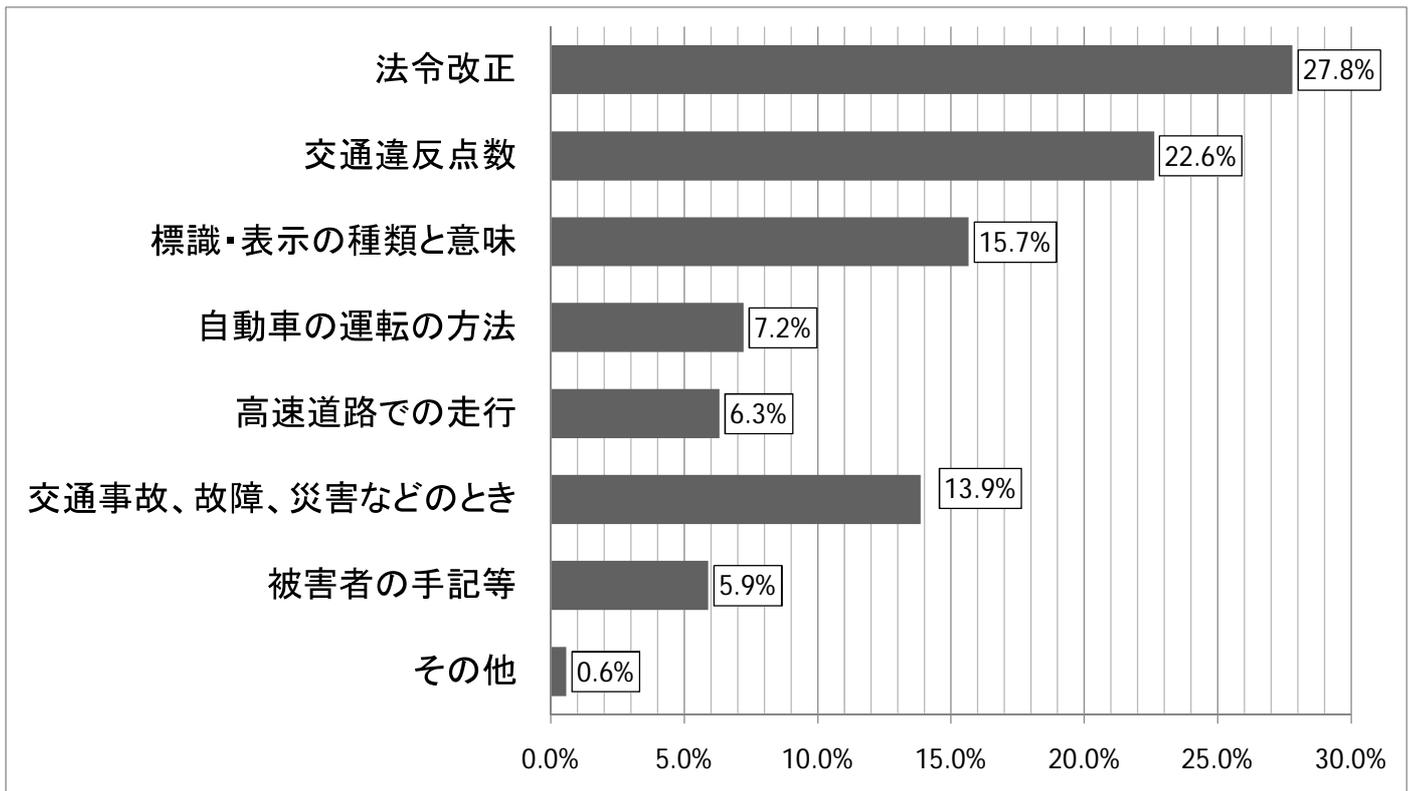
問7で教本を「必要な時、必要な部分だけを見るつもりだ」と回答した者の、
問6(教本の役立つ部分)の回答状況



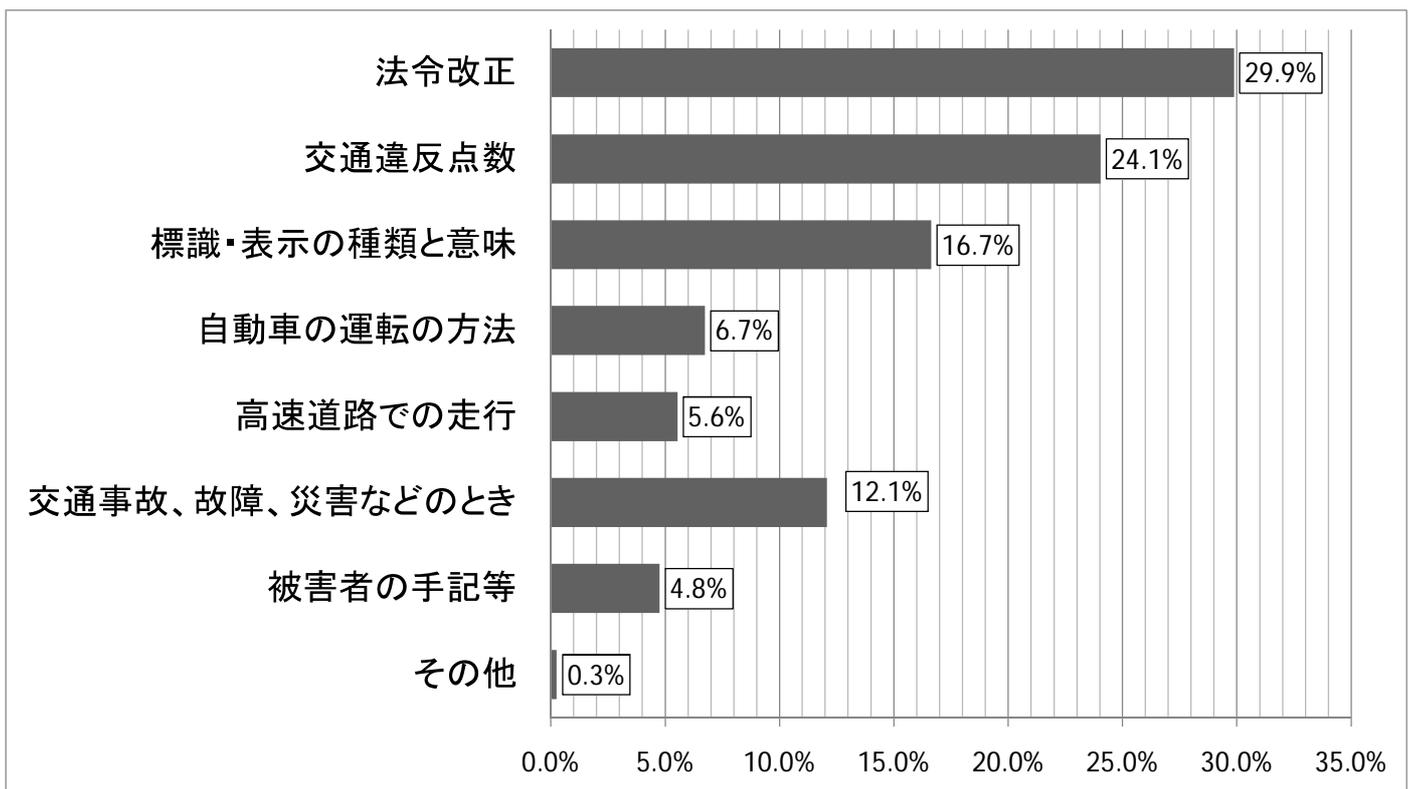
問7で教本を「全く見るつもりはない」と回答した者の、問1～問5の回答状況



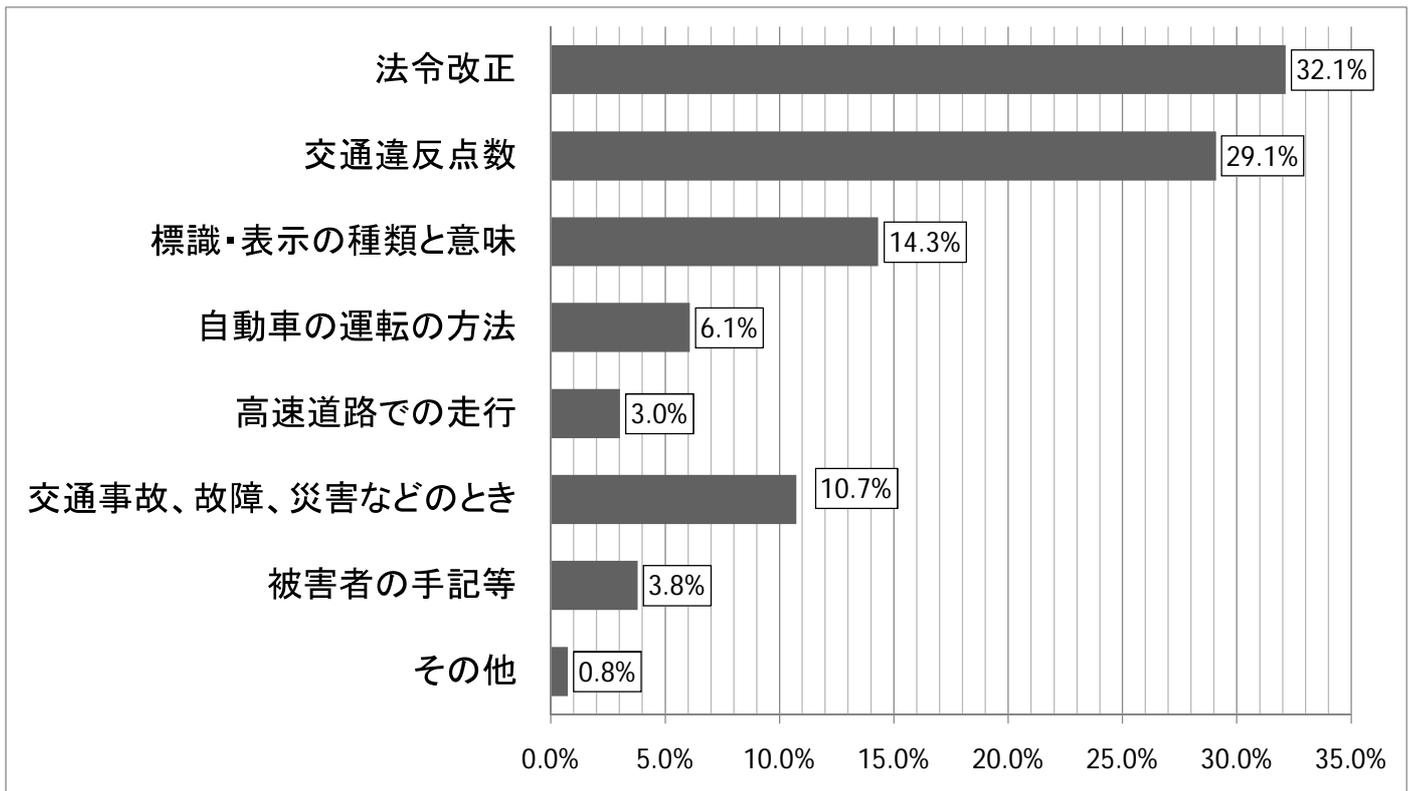
問8で教本を「持ち帰って車内に保管する」と回答した者の、
問6(教本の役立つ部分)の回答状況



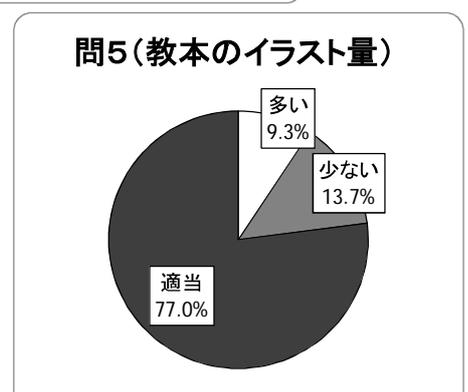
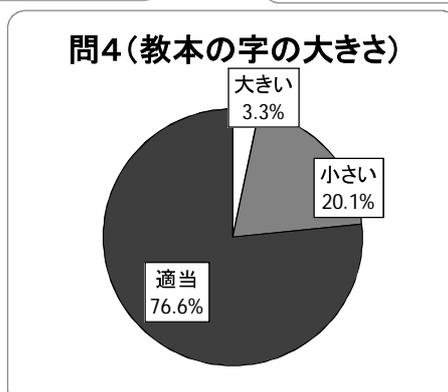
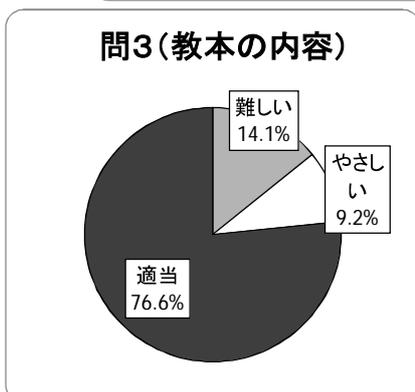
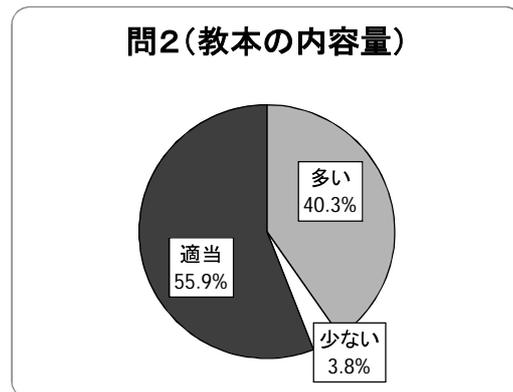
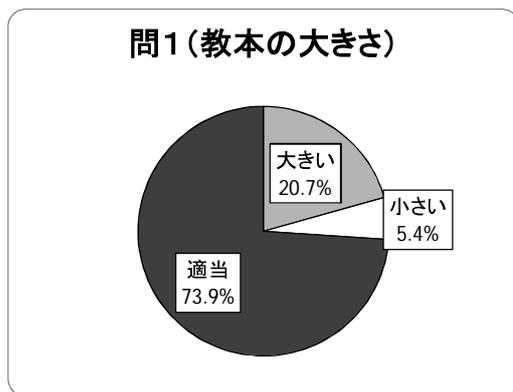
問8で教本を「持ち帰って自宅に保管する」と回答した者の、
問6(教本の役立つ部分)の回答状況



問8で教本を「利用してから処分する」と回答した者の、
問6(教本の役立つ部分)の回答状況

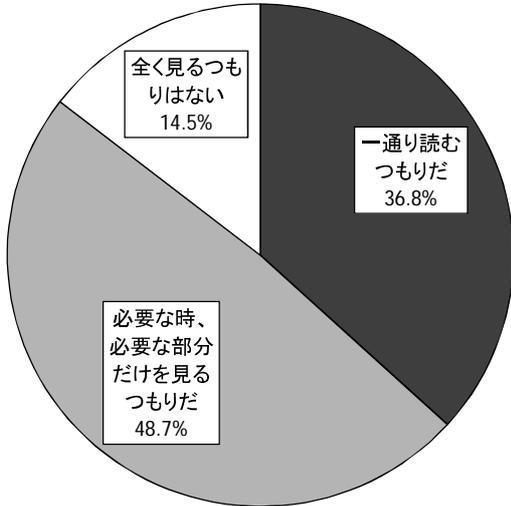


問8で教本を「直ちに捨てる」と回答した者の、問1～5の回答状況

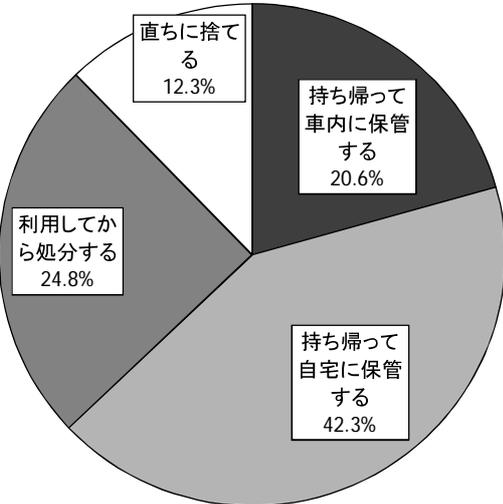


問1で「教本が大きい」と回答した者の、問7～8の回答状況

問7(教本の今後の利用予定)

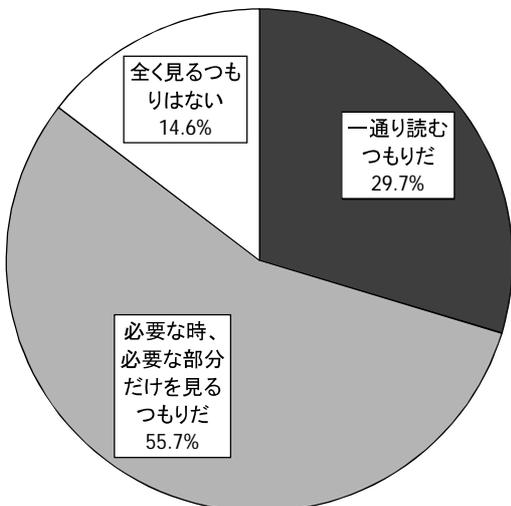


問8(教本の今後の保管予定)

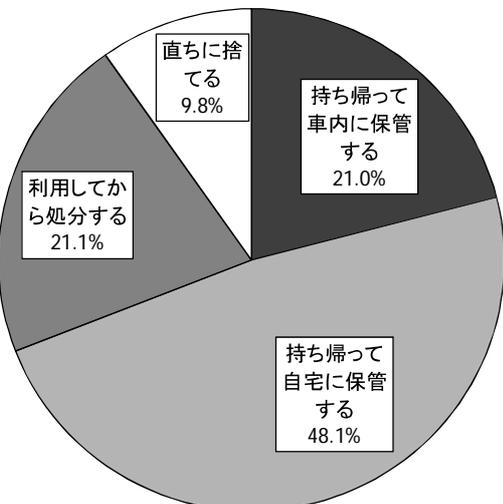


問2で「教本の内容量が多い」と回答した者の、問7～8の回答状況

問7(教本の今後の利用予定)



問8(教本の今後の保管予定)



講習の教本(交通の教則)についてのアンケート調査結果

問1 教本の大きさはどうですか。

	合計	無効回答	大きい	小さい	適当
優良	1,327	5 0.4%	91 6.9%	48 3.6%	1,183 89.1%
一般	733	1 0.1%	45 6.1%	33 4.5%	654 89.2%
違反	881	0 0.0%	52 5.9%	43 4.9%	786 89.2%
初回	738	1 0.1%	34 4.6%	25 3.4%	678 91.9%
合計	3,679	7 0.2%	222 6.0%	149 4.1%	3,301 89.7%

問2 教本に書かれている内容の量はどうか。

	合計	無効回答	多い	少ない	適当
優良	1,327	8 0.6%	278 20.9%	48 3.6%	993 74.8%
一般	733	4 0.5%	154 21.0%	23 3.1%	552 75.3%
違反	881	4 0.5%	158 17.9%	27 3.1%	692 78.5%
初回	738	0 0.0%	111 15.0%	16 2.2%	611 82.8%
合計	3,679	16 0.4%	702 19.1%	114 3.1%	2,848 77.4%

問3 教本の内容はどうか。

	合計	無効回答	難しい	やさしい	適当
優良	1,327	8 0.6%	109 8.2%	237 17.9%	973 73.3%
一般	733	5 0.7%	62 8.5%	114 15.6%	552 75.3%
違反	881	7 0.8%	79 9.0%	139 15.8%	656 74.5%
初回	738	1 0.1%	42 5.7%	116 15.7%	579 78.5%
合計	3,679	21 0.6%	292 7.9%	606 16.5%	2,760 75.0%

問4 教本の字の大きさはどうか。

	合計	無効回答	大きい	小さい	適当
優良	1,327	4 0.3%	12 0.9%	354 26.7%	957 72.1%
一般	733	2 0.3%	5 0.7%	168 22.9%	558 76.1%
違反	881	1 0.1%	14 1.6%	214 24.3%	652 74.0%
初回	738	1 0.1%	14 1.9%	95 12.9%	628 85.1%
合計	3,679	8 0.2%	45 1.2%	832 22.6%	2,795 76.0%

問5 教本のイラストの量はどうか。

	合計	無効回答	多い	少ない	適当
優良	1,327	9 0.7%	60 4.5%	142 10.7%	1,116 84.1%
一般	733	5 0.7%	43 5.9%	77 10.5%	608 82.9%
違反	881	7 0.8%	63 7.2%	122 13.8%	689 78.2%
初回	738	7 0.9%	45 6.1%	68 9.2%	618 83.7%
合計	3,679	28 0.8%	211 5.7%	409 11.1%	3,031 82.4%

問6 教本のどの部分が役に立ちそう(役に立った)ですか。(複数回答)

	合計	無効回答	法令改正	交通違反 点数	標識・表示の 種類と意味	自動車の 運転の方法	高速道路で の走行	交通事故、 故障、災害 などのとき	被害者の 手記	その他(任意 記載)
優良	1,327	0 0.0%	911 68.7%	582 43.9%	493 37.2%	198 14.9%	152 11.5%	355 26.8%	114 8.6%	20 1.5%
一般	733	0 0.0%	492 67.1%	391 53.3%	239 32.6%	83 11.3%	78 10.6%	160 21.8%	91 12.4%	11 1.5%
違反	881	0 0.0%	527 59.8%	542 61.5%	235 26.7%	108 12.3%	84 9.5%	201 22.8%	99 11.2%	10 1.1%
初回	738	0 0.0%	410 55.6%	402 54.5%	278 37.7%	144 19.5%	105 14.2%	258 35.0%	95 12.9%	6 0.8%
合計	3,679	0 0.0%	2,340 63.6%	1,917 52.1%	1,245 33.8%	533 14.5%	419 11.4%	974 26.5%	399 10.8%	47 1.3%

問7 教本を、今後どのように利用されますか。

	合計	無効回答	一通り見る つもり	必要なとき、必 要な部分だけ 見るつもり	全く見るつもりは ない
優良	1,327	3 0.2%	679 51.2%	577 43.5%	68 5.1%
一般	733	5 0.7%	317 43.2%	362 49.4%	49 6.7%
違反	881	2 0.2%	355 40.3%	426 48.4%	98 11.1%
初回	738	2 0.3%	304 41.2%	390 52.8%	42 5.7%
合計	3,679	12 0.3%	1,655 45.0%	1,755 47.7%	257 7.0%

問8 教本を、今後、どのようにしますか。

	合計	無効回答	持ち帰って車 内に保管	持ち帰って 自宅に保管	利用してから 処分する	直ちに捨 てる
優良	1,327	3 0.2%	306 23.1%	793 59.8%	172 13.0%	53 4.0%
一般	733	6 0.8%	173 23.6%	418 57.0%	112 15.3%	24 3.3%
違反	881	2 0.2%	211 24.0%	470 53.3%	124 14.1%	74 8.4%
初回	738	3 0.4%	180 24.4%	467 63.3%	68 9.2%	20 2.7%
合計	3,679	14 0.4%	870 23.6%	2,148 58.4%	476 12.9%	171 4.7%

第20回運転免許制度に関する懇談会議事要旨

1 日時

平成22年11月4日（木） 午後3時から午後5時までの間

2 場所

警察庁19階第2会議室

3 議事要旨

(1) 資料説明（警察庁）

- ・ 更新時講習及び同講習で使用される教本について説明。
- ・ 本年5月に行われた事業仕分けの評価結果等について説明。
- ・ 事業仕分けの評価結果等を踏まえた取組み状況について説明。

(2) 討議

教本の内容について

- ・ 道路交通法令の改正点だけでなく、例えば、「横滑り防止装置」のような、自動車の新しい技術についても取り扱うべきである。
- ・ 現在の教本には、自動車の運転の方法について役に立つ情報があまり書かれていない。更新時講習は、既に免許を受けている者を対象としており、自動車教習所の教習と同じ内容では意味がない。
- ・ 例えば、ヘッドレストの使い方について記載する、チャイルドシートに関する記述を改めるなど、安全運転教育の観点から全面的に内容を見直す必要があるのではないか。
- ・ 自動車の技術の進歩に伴う操作方法の変更に関する記述がない。例えば、電気自動車やハイブリッド自動車のバッテリー故障時の対処方法（直接バッテリーに手を触れてはならないことなど）についても取り扱うべきである。
- ・ 交通ルールの話と自動車の運転の方法については、明確に分けて書くべきではないか。
- ・ 交通ルールだけではなく、安全運転の方法に関する記述をもっと盛り込むべきではないか。
- ・ 自動車教習所で使った教材を、ずっと手元に置いておくという事はあまり無いと思うので、更新時講習において、交通ルールを内容とする教本を配布することは必要である。講習で使用するためというよりも、講習後に参照する手持ち資料として必要なのではないか。
- ・ 自己の違反状況や事故状況あるいはヒヤリハット体験等を記載することができるメモ欄を設けるなど、教本を個人の資料として有効活用することができるよう

な工夫が必要ではないか。

- ・ 自動車の新しい機能の中には、便利ではあるが、多くの人を使いこなせていないようなものがたくさんあり、そのような機能の活用方法についても盛り込むべきではないか。
- ・ 更新時講習の対象は、若者から高齢者までと年齢層が広いことから、年代に応じた教本を用意することも検討するべきではないか。

教本の形式について

- ・ 教本のサイズについては、自動車のダッシュボードに入る大きさを維持するべきではないか。
- ・ 活字を読まない時代になっており、そもそも教本は必要なのか。インターネットやカーナビを活用することは考えられないか。
- ・ 教本を通読することは難しいが、電子化して検索できるようにすると便利ではないか。紙の教本も必要であるが、インターネットと組み合わせて使えるようにするなどの工夫をするとよいのではないか。

その他

- ・ 一般競争入札を導入することによって数多くの出版社が販売することになると、一社当たりの販売部数が減り、コストダウンを図ることができるかは疑問。公安委員会などが承認した者による競争という方法を採用するべきではないか。
- ・ 教本の中身だけでなく、更新時講習の内容についても議論するべきではないか。
- ・ 更新時講習において、教本の具体的な記述に言及すると活用されやすくなるのではないか。

第21回運転免許制度に関する懇談会議事要旨

1 日時

平成23年1月21日（金） 午後3時から午後5時までの間

2 場所

警察庁18階第10会議室

3 議事要旨

(1) 資料説明（警察庁）

- ・ 更新時講習で使用される教材の現状について説明。
- ・ 教材の在り方の見直し案について説明。

(2) 討議

教材の内容、構成について

- ・ 優良運転者講習で運転適性自己診断用紙を配らないこととすると、優良運転者のうちペーパードライバーである方にも、配らないことになる。そのような方については、いざ運転を始める前に、自らの運転適性を確認した方がよいことを考慮すると、優良運転者講習においても、希望する方には配布するなどしてもよいのではないか。
- ・ 運転適性自己診断用紙を教本の中に取り込み、一体にすることで、紛失の防止を図ることができるのではないか。
- ・ 運転適性自己診断は更新時には全員実施した方がよいのではないか。
- ・ 教材に運転者のヒヤリ・ハット体験等の記録をする欄を設けるのであれば、講習受講後1年、2年、3年と、年ごとに分けて記入できるようにして、年ごとに自分の運転状況を比較できるようにすると効果があるのではないか。
- ・ 例えば、こういう運転をすれば車が長持ちするというように、ユーザーの観点からエコドライブについての記述をすることで、読者に興味を持たせることができるのではないか。その結果、エコドライブが普及すれば、安全運転にもつながる。
- ・ 現在配布されている教材にも、アイドリングストップについての記述はあるが、どのような方法や場面でアイドリングストップをするのかなど、読者が知りたいことやためになることを、より具体的に書くべきではないか。また、アイドリングストップについて知りたいと思ったときに、教材のどの部分にそのことが記載されているのか、探すための工夫が必要ではないか。
- ・ 教材に電気自動車やハイブリッド自動車といった新しい自動車の特質や留意事項等を書くべきではないか。

- ・ 最近は、携帯電話（スマートフォン）を通常のカーナビと同じように使えるようになってきたが、そういった技術革新についても教材に記載をするべきではないか。

インターネット利用について

- ・ インターネットを利用することで、アクセス数が分かるため、多くの方が何に興味を持っているかが明白になる。今後は、そういった反応を観察してコンテンツの充実を図っていくべきではないか。
- ・ 運転適性自己診断用紙を電子データにしたり、インターネット上での自己診断ができるようにしたりすれば、より多くの方に活用されるのではないか。
- ・ 各県の免許関係のウェブサイトは大変充実しているので、これらのページにリンクを張れば、便利なものとなり、より多くの方に見てもらえるのではないか。
- ・ インターネットを使えない方等に対して、必要な情報をどのように提供していくかについて検討するべきである。

その他

- ・ コスト削減という仕分けの命題があるので難しいかもしれないが、交通安全の観点から、教材のページ数を増やすなどより充実させるという視点も重要ではないか。
- ・ 講習手数料は、人件費と教材費を合わせたものであるが、人件費の方が大部分を占めていることを考えると、教材費を安くしても、一般の方から見たらほとんど下がったように見えないのではないか。